（趣旨）

第１条 この要領は、相生市（以下「市」という。）が所有する公共用地（以下「公共用地」という。）と民有地等との境界の協定（以下「協定」という。）に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要領において「公共用地」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 道路法第８条第１項に規定する市道

(2) 河川法第１００条第１項に規定する河川

(3) 法定外公共物（里道敷）

(4) 法定外公共物（水路敷）

(5) その他の公共用地

（協定の申請）

第３条 協定の申請をすることができる者は、公共用地に隣接する土地（以下「申請地」という。）の登記簿上の所有者とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める者が申請することができる。

(1) 登記簿上の所有者以外の者が所有権を取得している場合は、その者とする。

(2) 土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。

(3) 共有地の場合は、共有者全員とする。

(4) 土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。

(5) 土地所有者が法定代理人を必要とする場合は、法定代理人とする。

この場合においては、法定代理人であることを証する書面を添付し、土地

所有者記名の上、法定代理人が併記押印して申請するものとする。

(6) 公共事業の施行のため境界協定を必要とする場合は、施行主体の国、地方公共団体又はその他公的機関は土地所有者の委任を受けて申請することができる。

（申請手続きの代理）

第４条 協定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、官民有地境界協定申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に委任状を添付し、代理人により申請に係る事務を行うことができる。

（協定の申請手続き）

第５条 申請者は、申請書に次の各号に掲げる図書を添えて、公共用地の所管課（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、第１１号に掲げる図書については、市長が境界についての協議の成立後に提出されることが確実であると認める場合にあっては、当該協議の成立後に提出させることができる。

(1) 申請者の印鑑登録証明書

(2) 申請者が第３条各号に該当する場合にあっては、その事実を証明する書面

(3) 位置図（既刊の地図に申請箇所を表示したものも可能）

(4) 申請地及び申請地の隣接地の登記事項証明書等（法務局において交付を受けたもの又はオンライン登記情報提供制度を利用して取得したもの等。以下同じ。）

(5) 土地所有者一覧表

(6) 公図等（法務局において交付を受けたもの又はオンライン登記情報提供制度を利用して取得したもの等。以下同じ。）

(7) 実測平面図（縮尺は２５０分の１から５００分の１まで（ただし、この縮尺によることを適当としない場合はこの限りでない。）とし、申請箇所並びにその周辺地形及び地上物件の現況を表示した図面）に、次に掲げる事項を記入押印したもの

ア 方位及び縮尺

イ 申請地（隣接地を含む。）の所在及び地番

ウ 申請者が主張する境界線（朱書きするとともに、境界標又は仮杭等各境界点の位置、種類及び表示番号並びにその点間距離を表示したもの）及び隣接地の筆界線

エ 引照点等（恒久的地物からの距離・角度を図示したもの。座標による場合は、座標数値を図示したもの）

オ 横断面図の位置

カ 測量の年月日並びに測量者の資格（職）氏名及び印（製図者が別の場合は、その者の資格（職）氏名及び印を含む。以下同じ。）

キ その他市長が記入を必要とする事項（隣接地等における既協定線の表示等）

(8) 横断面図（縮尺は現地の状況に応じ適宜とし、各境界点箇所及び地形に応じた必要箇所を作図したもの）に、次の各号に掲げる事項を記入押印したものとする。

ア 申請者が主張する境界線及び明確な地形を表す構造物からの距離

イ 測量の年月日及び測量者の資格（職）氏名及び印

(9) 隣接土地所有者の境界同意書

(10) 対側土地所有者の境界同意書及び登記事項証明書（接道する道路幅員4ｍ未満の場合及び法定外公共物に限る）

(11) 申請地の隣接地が国等が所有する土地にあっては、国等の官民有地境界協定書の写し又は境界同意書

(12) 現況写真（全景と境界標又は仮杭等各境界点の位置が確認できるもの）

(13) 自治会、農会等の利害関係者がある場合においては、その境界同意書

(14) その他市長が必要と認める図書（地元保管の古図、合成した公図等、閉鎖した公図等、閉鎖登記簿、旧土地台帳、理由書、経緯説明書等）

（受理）

第６条 申請書の提出があった場合には、遅滞なくこれを審査し、補正を要するものを除いて受理するものとする。ただし、係争中の土地に係る申請については、受理しないものとする。

（予備調査及び現地調査）

第７条 現地調査に先立ち、申請地及びその隣接地について既協定の有無を確認の上、次の各号に掲げる資料を調査するとともに、必要に応じてこれらの土地の沿革、口碑、縁故等の特別な関係も併せて予備調査するものとする。

(1) 道路等の取得に関する図書

(2) 公図等、登記事項証明書等、旧土地台帳、地積測量図等

(3) 工事に関する設計書及び図面

(4) 土地区画整理及び耕地整理による換地確定図

(5) 市保管字限図、地籍図、古図等

２ 現地調査は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 現地調査の実施に当たっては、申請者の立会を求めるものとする。この場合、必要に応じて隣接土地所有者、関係官公庁及びその他の関係者（以下「隣接土地所有者等」という。）の立会を求めるものとする。

(2) 現地においては、申請者及び隣接地所有者等に十分に意見を述べさせ、その主張する根拠を明らかにさせるとともに、付近の地形、地物、前後の見通し及びその他の資料を考慮して、公正かつ妥当な境界を見いだすよう努めるものとする。

(3) 現地調査を行ったときは、その内容について立会記録簿を作成するものとする。

（協定用図面の作成及び協定図の交付）

第８条 現地調査の結果、境界について申請者と協議が成立したときは、次の各号に定めるところにより協定用図面を作成させ、２部提出をさせるものとする。

(1) 第４条第７号に定める実測平面図及び同条第８号に定める横断面図に準じて作成すること。

(2) 協定を締結しようとする境界線は、朱書きすること。

(3) 協定書等の記載箇所に合わせて申請者が署名押印すること。

(4) その他市長が必要と認め、指示する事項について記入すること。

２ 協定用図面を審査し適当と認めたときは、協定書等に記名押印の上、１部を保有し、１部を申請者に交付するものとする。

（境界標の設置）

第９条 協定の成立後、協定図に基づき必要箇所に境界標を設置させるものとする。

（申請書の返却）

第１０条 次の各号に掲げる場合は、申請者に申請書を返却するものとする。

(1) 申請の取下書の提出があった場合

(2) 境界について協議が成立しなかった場合

(3) 隣接地所有者等の同意が得られなかった場合

(4) 申請書の補正を求めたものについて、相当日数が経過しても補正されない場合

(5) 申請が係争中の土地に係るものである場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか境界を確定することができない場合

(7) 協定用図面が相当日数経過しても提出されない場合

（整理）

第１１条 次の各号に定めるところにより協定に係る整理を図るものとする。

(1) 協定の完結した書類は、年度別の整理番号順に編綴すること。

(2) 協定図及びその他重要な資料は永久保存を原則として保管に努めるものとする。

（協定書の閲覧）

第１２条 既に境界協定をしている公共用地について、協定書の閲覧をしようとする者（土地所有者及び隣接土地所有者に限る）は、官民有地境界協定書閲覧申請書（様式第２号。以下「協定書閲覧申請書」という。）に次に掲げる図書を添えて、これを市長に提出するものとする。

(1) 申請者が第３条各号に該当する場合にあっては、その事実を証明する書面

(2) 申請地及び申請地の隣接地の登記事項証明書等（法務局において交付を受けたもの又はオンライン登記情報提供制度を利用して取得したもの等。以下同じ。）

(3) 位置図（既刊の地図に申請箇所を表示したものも可能）

(4) その他市長が必要と認める図書

（協定書の引継ぎ）

第１３条 申請者は、協定が成立した土地を譲渡する場合は、譲受人に対して境界線を周知徹底の上、協定書を引き継がなければならない。譲受人においても、同様の措置を行うものとする。

附 則

１ この要領は、令和４年７月１日から施行する。